

自治体の9割、浸水危険地域でも住宅立地 転出に遅れ

2020/7/15 1:31 (2020/7/15 7:07更新) | 日本経済新聞 電子版

国が浸水の危険があると警告している地域に住民を居住させている都市が、全体の約9割を占めることが国土交通省の調べでわかった。都市機能を集約するコンパクトシティーの整備を進める中、危険回避が後回しになっているケースがある。被害を防ぐための移住が進まないなど課題が多い。

多くの自治体は都市部のなかで住宅の立地を促す「居住誘導区域」を設けている。人口減が進む中で特定の地域に居住者を集め、住民サービスを維持するためだ。

一方、国や自治体は浸水や土砂災害など自然災害の危険性がある地域を調べ公表している。国交省はコンパクトシティー整備のための立地適正化計画を公表している275都市について、居住誘導区域と危険地域が重なっていないかを2019年12月時点で調査した。

その結果、河川が氾濫した場合に浸水する恐れがある「浸水想定区域」と居住誘導区域が重なる場所がある都市は242と全体の88%を占めた。「土砂災害警戒区域」と重なる都市は93で34%、「津波浸水想定区域」と重なる都市は74で27%あった。

山梨大学の秦康範准教授の試算によると、浸水想定区域に住む人は2015年時点で3539万人と日本の全人口の3割近くにのぼる。危険な地域に住む人は1995年よりも4%増えた。

秦准教授は「浸水想定区域の人口は地方も大都市も関係なく増えている」と指摘する。危険がある地域で自治体が都市開発を進める理由は「一人暮らし世帯の増加で住宅戸数が増え、新規開発が難しい中心部より、これまで人が住んでこなかった浸水想定区域が大規模な開発対象となった」と分析する。

市街地は地価が高く地権者との調整が難航する場合もある。2015年の法改正で浸水想定区域が広がり、自治体が開発を進めた後に居住誘導区域と重なるケースも増えた。自治体からは「誘導区域を除外すると街づくりが成立しない」といった声も聞かれる。

国交省には災害の危険がある地域の住居の移転を促す補助制度がある。市町村の計画に対して国が事業費の94%を負担する。1972年に制度ができて以来、3万9000戸が移転した。ただ3万7000戸は11年の東日本大震災がきっかけで、被災する前に移転が決まった例はない。

同省は20年4月に要件を緩和し、移転先につくる住宅団地の規模を10戸以上から5戸以上に引き下げた。小さな集落の移転を促す狙いだが、住民の合意を得るのは難しく、まだ実現し

ていない。

土地利用の規制も必ずしも進んでいない。通常国会で成立した改正都市再生特別措置法では、住民の生命に著しい危害が及ぶおそれがあるレッドゾーンでの学校や店舗の開発を原則禁止した。

政府は20年度予算で病院や老人デイサービス施設のレッドゾーンからの移転を促す費用を700億円計上した。浸水想定区域などレッドゾーンほど深刻ではないイエローゾーンからの居住誘導には踏み込んでいない。

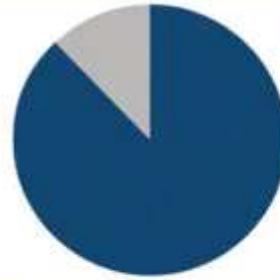
7月3日以降、停滞する梅雨前線の影響で大規模な浸水や土砂災害が相次いでいる。特別養護老人ホームの入居者が亡くなった熊本県の球磨川流域、福岡県久留米市など、大きな被害を受けた地域の多くは浸水想定区域と重なる。

政府は14日、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）に、防災強化を「国の重大な政務」と明記する案を与党に提示した。「中長期的視点に立って計画的に取り組む」とした。河川改修などのハード面だけでなく移住促進などのソフト面から対策の実効性を高めていく必要がある。

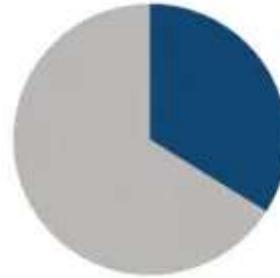
都市計画と災害リスク 地域で重なる例が多い

住民に移住を促す「居住誘導区域」が災害リスクのある地域と重なっている場合がある都市の割合。国土省が全国275都市を対象に調査

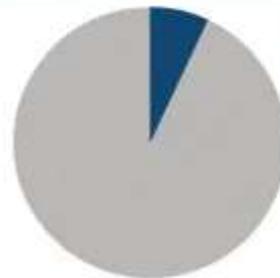
浸水想定区域



土砂災害警戒区域



都市洪水・都市浸水想定区域



津波浸水想定区域

